第46号議案

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する 条例の制定について

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年6月9日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

道路標識,区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い,関係条文を整理するため,この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する 条例

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例(平成24年芦屋市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表及び同表備考中「11702-A」を「11703-A」に、「11803-A」を「11804-A」に、「11803-B」を「11804-B」に、「11804-B」に、「11804-B」に、「11805-A」に、「11804-B」を「11805-B」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

道路標識,区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い,関係条文を整理するため,この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

道路標識,区画線及び道路標示に関する命令において定めている案内標識の番号 の改正に伴う規定の整理(別表関係)

3 施行期日

公布の日

条例で引用している「道路標識,区画線及び道路標示に関する命令」において 新設された標識(平成29年2月14日施行)

1 「高速道路番号」の標識の新設 高速道路の路線番号を案内するため。



「高速道路番号」(118の3)

2 「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口」の標識を新たに規定 サービス・エリア又は駐車場から本線へ進入する際の入口の誤認識による逆走等 の予防のため。



「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口」(117の2)

i B	直和 限 総 格 指 度 重 定 緩 量	路 高番 速	号 県 都 道 番				線 登 坂 車
Ø4-B)	(118の4-A)	(118の3)	(118Ø 2−B•C)	(118Ø2-A)		(117Ø3-B)	(117の3-A)
(略)	(略)	の上方又は中央分離帯の上方又は中央分離帯	差点における進行方向の正面の路端設置を必要とする地点における左側の路端又は交	の上方、中央分離帯又は交通島設置を必要とする地点における左側の路端、車道	(略)	(略)	(略)
〕 	道和 限総 格 指 緩 重 定 緩			号 県 都 道 番 府			線 登 坂 車
Ø3-B)	(118Ø3-A)		(118Ø) 2-B•C)	(118Ø2-A)		(117 <i>0</i>)2-B)	(117€)2-A)
(略)	(略)		差点における進行方向の正面の路端設置を必要とする地点における左側の路端又は交	の上方、中央分離帯又は交通島設置を必要とする地点における左側の路端、車道	(略)	(略)	(略)

第二	·
類番号	設置場所
	(略)
車 場 (117-A)	示す必要がある場所 高速道路等以外の道路に設置されている駐車場を
(117—B)	ある地点における左側の路端又は中央分離帯高速道路等に設置されている駐車場を示す必要が
の本場はリスサ 入線か駐ア・1 口へら車又エピ (117の2)	において設置を必要とする地点における路端出入道路又は高速道路等に設置されている駐車場高速道路等に接して設置されている利便施設への

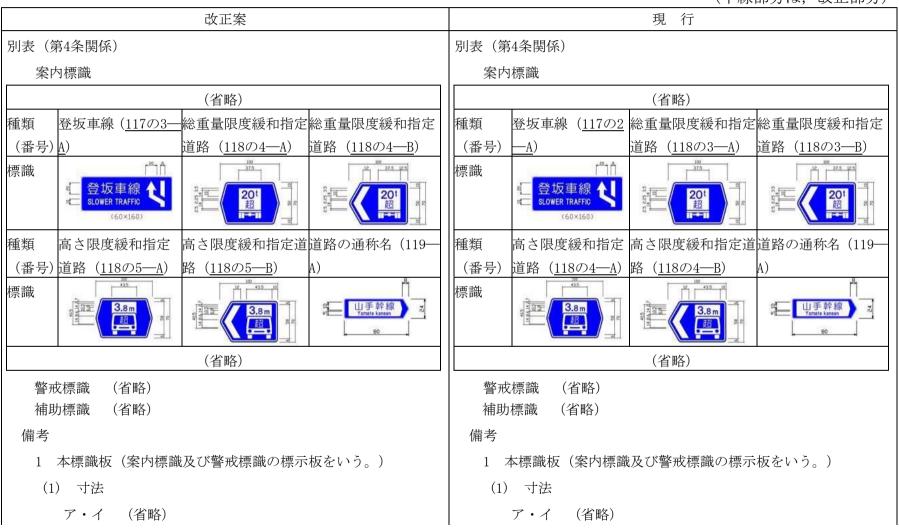
○ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年 建設省 令第三号)

(傍線の部分は改正部分)

補助標識制標識識		路 指 度 高 定緩 さ 限			
略 略 略 略		(118Ø 5−C• D)	(118⊅5 - B)	(118Ø5 - A)	(118
	(略)	(略)	(略)	(略)	
補指示標識機			五	各 指 度 緩 道 和 限	
· 標識(略 · 標識(略 · 略		(118Ø 4-C•D)	(118Ø4-B)	道和限 (118の4-A)	(11)
	(略)	(略)	(略)	(略)	

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例新旧対照表

(下線部分は,改正部分)



改正案

- ウ 「駐車場(117—A)」, 「総重量限度緩和指定道路(<u>11</u>8の4—A), (<u>118の4—B</u>)」, 「高さ限度緩和指定道路(<u>1</u>18の5—A), (<u>118の5—B</u>)」及び「まわり道(120—A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については, 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては, 当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍, 1.6倍又は2倍に, それぞれ拡大することができる。
- エ 「登坂車線 (<u>117の3—A</u>)」及び「道路の通称名 (119—A), (119—B), (119—C)」を表示する案内標識については, 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合に あっては, 図示の寸法の1.5倍又は2倍に, それぞれ拡大することができる。

才 (省略)

(2) 文字等の大きさ等

ア (省略)

イ 案内標識で、「入口の方向(103—B)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」、「著名地点(114—B)」、「待避所(116の3)」、「駐車場(117のA)」、「登坂車線(117の3—A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の4—A)、(118の4—B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の5—A)、(118の5—B)」、「道路の通称名(119—A)、(119—B)、(119—C)」及び「まわり道(120—A)、(120—B)」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速

現行

- ウ 「駐車場(117—A)」, 「総重量限度緩和指定道路(<u>118の3—A</u>), (<u>118の3—B</u>)」, 「高さ限度緩和指定道路(<u>118の4—A</u>), (<u>118の4—B</u>)」及び「まわり道(120—A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については, 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては, 当該拡大後の図示の寸法)の1.3 倍, 1.6倍又は2倍に, それぞれ拡大することができる。
- エ 「登坂車線 (<u>117の2―A</u>)」及び「道路の通称名 (119―A), (119―B), (119―C)」を表示する案内標識については, 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては, 図示の寸法の1.5倍又は2倍に, それぞれ拡大することができる。

才 (省略)

(2) 文字等の大きさ等

ア (省略)

イ 案内標識で,「入口の方向(103—B)」,「方面,方向及び道路の通称名の予告(108の3)」,「方面,方向及び道路の通称名(108の4)」,「著名地点(114—B)」,「待避所(116の3)」,「駐車場(117のA)」,「登坂車線(117の2—A)」,「総重量限度緩和指定道路(118の3—A),(118の3—B)」,「高さ限度緩和指定道路(118の4—A),(118の4—B)」,「道路の通称名(119—A),(119—B),(119—C)」及び「まわり道(120—A),(120—B)」を表示するもの以外のものの文字の大きさは,道路の設計速

改正案

度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍にそれぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメート	文字の大きさ(単位 センラ	F
ル毎時)	メートル)	
40,50又は60		20
30以下		10

ウ~カ (省略)

キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識

縁は、「待避所 (116の3)」、「駐車場 (117—A)」及び「まわり道 (120—B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路 (118の4—A)、(118の4—B)」及び「高さ限度緩和指定道路 (118の5—A)、(118の5—B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線 (117の3—A)」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名 (119—A)、(119—B)、(119—C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(4) (省略)

2 (省略)

現行

度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、 その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合 にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍にそれぞれ 拡大することができる。

設計速度(単位 キロメート	文字の大きさ(単位 センチメ
ル毎時)	ートル)
40,50又は60	20
30以下	10

ウ~カ (省略)

キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(7) 案内標識

縁は,「待避所(116の3)」,「駐車場(117—A)」及び「まわり道(120—B)」を表示するものについては9ミリメートル,「総重量限度緩和指定道路(<u>118の3—A</u>),(<u>118の3—B</u>)」及び「高さ限度緩和指定道路(<u>118の4—A</u>),(<u>118の4—B</u>)」を表示するものについては16ミリメートル,「登坂車線(<u>117の2—A</u>)」を表示するものについては10ミリメートル,「道路の通称名(119—A),(119—B),(119—C)」を表示するものについては8ミリメートル,その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし,縁線及び区分線は,日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(4) (省略)

2 (省略)